

# 中央区 再発見 フォトコンテスト！

## 応募要項

### テーマ

### 「中央区 再発見！」

普段私たちが事務所を構えている中央区。

日本最大の繁華街や江戸時代の名残を残す東京を代表する区の1つですが、みんなには気づかれないローカルな名所が近くに埋もれていませんか？

有名な観光地だけでなく、小さいけどこんな名所があります、という写真を募集します。

### 応募期間

令和4年10月1日～令和5年2月28日

### 応募方法

- ・次ページ、応募フォームからご応募ください。(リンクor QRコード) 郵送で応募することはできません。
- ・応募形式とサイズは、JPEGファイル・50KB～2MBとしてください。
- ・お一人様3点までご応募いただけます。
- ・写真の天地がわかるようにファイルを作成してください。
- ・応募後の辞退はできません。

### 各賞 (仮)

グランプリ (1名)  
特選 (3名)

(審査員)  
中央支部役員・厚生委員会委員

表彰は令和5年4月12日定例支部会議にて行う予定

## 応募作品について

- ・未発表または発表予定のない単写真に限ります。
- ・カラー、モノクロ、セピア問いません。
- ・撮影時期について、本コンテストのテーマに沿っていれば、制限はございません。
- ・被写体が人物の場合、ご応募に際しては、必ずご本人(被写体)の承諾をいただいでください。また、被写体が未成年の場合は親権者の承諾が必要です。
- ・他人の著作権、肖像権を侵害するような行為が行われた場合、それに関するトラブルの責任は一切負いかねます。
- ・入賞決定後に違反が判明した場合は、入賞を取り消す場合がございます。

## 応募作品の著作権・使用权

- ・応募作品の著作権は撮影者に帰属します。
- ・東京都社会保険労務士会中央支部は、入賞作品を無償で使用する権利を有します。
- ・入賞作品は作品公開日からおよそ2年間、主に以下の目的で使用します。  
中央支部会報・HP・東京会での支部紹介ページへの掲載(撮影者氏名の表示非表示については、事前に確認いたします。)
- ・応募いただいた作品は、上記期間満了後、速やかに削除・廃棄いたします。

## その他注意

- ・応募者本人が撮影し、すべての著作権を有しているものに限り、他の人の名前を使用した場合は失格になります。
- ・加工や合成した写真は不可とします。(色調整及びトリミングはOK)
- ・応募の際に記載いただく個人情報、入賞通知等本コンテストを運営するために必要な範囲で使用させていただきます。他の目的のために使用することは一切ございません。

## 応募フォーム

### [中央支部フォトコンテスト応募フォーム](#)

